

大津市がん対策就労環境整備奨励金支給基準

(目的)

第1条 この基準は、がんになっても働きやすい就労環境を整備した市内の小規模事業所（当該事業所において従事する従業員の数が10人から49人までの事業所をいう。以下同じ。）を有する者に対して、予算の範囲内において、大津市がん対策就労環境整備奨励金（以下「奨励金」という。）を支給することにより、働く世代のがん対策を推進するとともに、事業主及び従業員のがん検診の受診を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(支給対象者)

第2条 この基準による奨励金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業所を有する者とする。

- (1) 大津市小規模事業所におけるがん対策推進業務（令和4年度において本市が委託により市内の小規模事業所に対し実施したがん対策を推進する業務をいう。）及び大津市小規模事業所における就労環境整備支援業務（令和4年度において本市が委託により小規模事業所に対し実施した就労環境の整備を支援する業務をいう。）に係る相談支援を受けていること。
- (2) 令和4年度における各種がん検診を受診した従業員の割合が80パーセントに達し、又は当該割合が令和3年度の割合と比べて20パーセント以上増加していること。
- (3) 次のいずれかについて、就業規則に記載するとともに、当該内容を記載した宣言書を事業所内に掲示することにより、当該就業規則の内容を従業員に周知していること。
 - ア 各種がん検診の受診又はがん治療のための休暇制度
 - イ がん罹患者に対する復職支援制度
 - ウ がん検診の結果に係る管理制度
- (4) 市町村税を滞納していない者
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）その他暴力団員との関係のない者であること。

(奨励金の額等)

第3条 奨励金の額は、1事業者につき、200,000円とする。

2 奨励金の支給は、一の支給対象者につき1回限りとする。

(支給申請書)

第4条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない申請書は、大津市がん対策就労環境整備奨励金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）とする。

2 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 就業規則及び就業規則変更届の写し

- (2) 第2条第3号の宣言書及びこれを掲示したことがわかるもの
- (3) 納税証明書
- (4) 大津市がん対策就労環境整備奨励金がん検診受診率報告書（様式第2号）
（決定通知書）

第5条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市がん対策就労環境整備奨励金支給決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市がん対策就労環境整備奨励金支給申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。
（実績報告及び奨励金の額の確定）

第6条 規則第14条の規定にかかわらず、奨励金に係る実績の報告は、第6条第1項に規定する支給申請書の提出をもってなされたものとみなす。

- 2 規則第15条の規定にかかわらず、奨励金の額は、前条第1項の規定により通知した額で確定するものとする。
（支給）

第7条 市長は、規則第18条第1項の規定にかかわらず、前条第1項の規定による支給決定を行ったときは、速やかに奨励金を支給するものとする。

（取消通知書）

第8条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市がん対策就労環境整備奨励金支給決定取消通知書（様式5号）により行うものとする。

（返還通知書）

第9条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市がん対策就労環境整備奨励金返還通知書（様式第6号）により行うものとする。

（その他）

第10条 この基準に定めるもののほか、奨励金の支給について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この基準は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この基準は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。